

中部運輸局自動車交通部

令和3年11月9日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

藪田、平井 TEL 052-952-8038

福井運輸支局 輸送・監査担当

下平、野尻 TEL 0776-34-1602

同時発表：福井県政記者クラブ

乗合バス事業者に車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、以下の行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 対象事業者及び営業所

事業者名：福井鉄道株式会社

住所：福井県越前市北府2丁目5番20号

営業所：嶺北営業所（福井県越前市北府2丁目6番4号）

2. 監査端緒

令和3年7月22日、当該事業者が運行している路線バス（王子保・河野海岸線）について、1便を欠便したことから、当該事業者の嶺北営業所に対し、監査を実施したものの。

3. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下の法令違反を確認。

①事業計画及び運行計画に定めるところに従い、その業務を行っていなかった。

（道路運送法第16条第1項）

②業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3）

4. 行政処分等の内容

処分日：令和3年11月9日

処分内容：事業用自動車の車両使用停止（80日車）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 8点

当該事業者の累積違反点数 14点